

申請の方法及び注意事項

1. 本指定は、大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室における設備工事に使用する設備機器及び工事材料の指定であり、他機関にまで及ぶものではありません。
2. 本指定は製造者の指定であり、販売者の指定ではありません。
3. 指定を希望する対象機材については、機材製造者指定一覧表にて番号・名称を確認して下さい。
4. 工事発注は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築設備工事標準図」に準拠した仕様となりますので、対応可能なことを確認してください。
5. 申請者は、次のいずれかに該当しなければなりません。
 - (1) 国内で製造する機材については、対象機材の製造者又は製造者と連名の販売者等
 - (2) 国外で製造する機材については、イ又はロのいずれかに該当する者
 - イ J I S 同等と判断できる公的機関の認定等を取得した対象機材の製造者若しくは製造者と連名の販売者等
 - ロ 対象機材を製造している工場及び対象機材が、一般社団法人公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能評価書の交付を取得している製造者若しくは製造者と連名の販売者等
 - (3) 対象機材の製造者として製品の製造を、OEM (Original Equipment Manufacturing) で行っている場合で次の要件を満たしている者※
 - イ 製造物責任法に基づく、製造者責任及び品質保証を自社で行っている。
 - ロ 系列会社・協力会社に対して製造管理、製品検査の管理を十分に行って製造させている。
 - ハ 自社及び系列会社・協力会社を含むアフターサービス及び苦情処理の体制が確立している。

※OEM製造者とは、自社（機材指定申請者）ブランド製品を、製造メーカー（系列会社・協力会社）に製造委託している製造者を指します。
6. 申請者は、次の各号のいずれかに該当しなければなりません。
 - (1) 国内で製造する機材に関して、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 製品規格

製品の性能、構造、形状、寸法、外観及び表示について、具体的に規定している。

また、材料・部品は、J I S等の規格に基づき、品質を数値的に規定している。

ロ 資材

資材ごとに、品質の検査及び保管方法を規定している。

ハ 工程管理及び試験

製造工程ごとに、管理項目を定め適正な品質の特性試験を実施している。

ニ 設備

製造、工作、検査等の設備は、J I S等の規格に基づく精度と同等以上のものを整備している。

ホ 外注品

外注先の管理項目及び品質特性について、取り決めに定め適正に把握している。

ヘ アフターサービス

苦情処理等について、アフターサービスの体制が確立している。

- (2) 申請する機材を製造している工場又は、申請する機材が、イ又はロのいずれかに該当し、かつ、前号イからニについて支障がなく、外注品については前号ホに、アフターサービスについては、前号へに該当していること。

イ 国外で製造する機材に関して、申請する機材がJ I S同等と判断できる公的機関の認定等を取得している場合

ロ 国内で製造する機材に関して、工場が品質管理システムI S O 9 0 0 1の認証を取得している場合

- (3) 申請する機材を製造している工場及び指定する機材が、一般社団法人公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能評価書の交付を取得しており、アフターサービスについては、6. (1)へに該当していること。

7. 指定後、社名、住所、連絡先、公的機関の認定書及び評価書等の変更など、登録内容に変更があった場合には、速やかに別表2に定める書類を提出してください。

8. 申請者が指定後、次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、指定を取り消します。

(1) 機材の品質の低下、又は社会的信用を失う等不誠実な行為があった場合。

(2) 申請書に添付した認定又は評価等の証明書を発行した機関が、当該証明を取り消した場合。

(3) 虚偽の申請により指定を受けた場合、又は指定後申請の内容が著しく変更しているにもかかわらず変更届(様式8)を怠った場合。

(4) 別表2に定める書類の内容が、指定の要件を満たさない場合。

(5) 申請者の事業の継続性が、著しく困難になったと認められる場合。

9. 審査は書類によって審査を行い、必要に応じて工場での品質管理体制並びに生産能力等の実地審査を行います。
10. 申請において使用する言語は、日本語とします。
11. (1) 審査終了後、指定に至った場合、指定された機材製造者は「機材製造者指定一覧表」に掲載されます。
(2) 「機材製造者指定一覧表」の指定機材・指定業者・連絡先部署は、大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室ホームページにおいて閲覧することができます。
(3) 工事請負者又は工事監理業務等の受託者は、大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室において「機材製造者指定一覧表」(連絡先電話番号記載)を受け取ることができます。
(4) 原則として3年に1回、指定された機材製造者に対し、登録内容に変更がないかどうか、電子メール等で確認します。
(5) 製品の納入に際しては、誠実を旨とし、諸法令、規則等の遵守及び適正な規格に基づき実施してください。
(6) 見積のご協力よろしくお願いいたします。